

令和7年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第4回東彼杵町議会定例会は、令和7年12月5日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	尾上 庄次郎 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	大安 義和 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選挙管理委員会事務局長		兼 農業委員会事務局長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長 寿 ほ け ん 課 長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君	兼 給食センター所長	
兼 千綿支所長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議案第75号 東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第76号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第77号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第78号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第79号 令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 6 議案第 80 号 令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 7 議案第 81 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 8 議案第 82 号 令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 9 報告第 27 号 専決処分に関する報告について
((仮称)新駄地団地新築工事請負契約の変更について)
- 日程第 10 報告第 28 号 専決処分に関する報告について
(口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について)

6 散 会

開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

その前に昨日の一般質問で答弁漏れがあったようでございますので、産業振興課長お願いします。産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

昨日の児玉議員の、森林経営計画の意向調査の状況について回答いたします。

町内には 66 林班ございますけども 10 年以上施業されていない林班が対象でありまして対象となる林班が 39 林班ございます。

意向調査の方は令和 2 年度から調査を行っておりまして、現在まで 14 林班が終わっております。以上です。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 75 号 | 東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 76 号 | 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 77 号 | 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 78 号 | 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 75 号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 2、議案第 76 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 77 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 78 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田一郎君）

おはようございます。

それでは議案第 75 号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、児童福祉法の改正に伴い、引用条項及び見出しを整理するために提出するものでございます。

次に、議案第 76 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案につきましては同じく児童福祉法の改正に伴い、引用条項及び見出しを整理するため、提出するものでございます。

次に、議案第 77 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、同じく児童福祉法の改正に伴い、引用条項及び見出しを整理するため提出するものでございます。

次に、議案第 78 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、同じく児童福祉法の改正に伴う引用条項及び見出しを整理するために提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、こども健康課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

町長の提案について説明を加えたいと思います。

議案第 75 号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例からご説明いたします。

めくっていただきまして新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。

令和 7 年 10 月 1 日施行の児童福祉法一部改正について虐待対応の強化、特に保育士等ですね、通報義務について強化が図られたことによりまして児童福祉法の第 33 条の 10 の中でですね、第 2 項第 3 項が加えられたことによりまして、元々の改正前ですね、法第 33 条の中、元々の条文が第 1 項という形になりますので、その分の整理を行っております。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日としております。

続きまして議案第 76 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

これも新旧対照表の方でご説明をいたします。

元々の引用条例は先ほどお話ししましたように児童福祉法になります。

これも同じく児童福祉法第 33 条の 10 への第 2 項第 3 項が加えられたことによる引用条項の整理となります。

こちらの施行日も公布の日からとしております。

続きまして、議案第 77 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表の方をご覧いただきたいと思いますが、こちらの方もですね、児童福祉法の第 33 条の 10 の 2 項 3 項が加えられたことにより引用条項の整理であります。

施行日は公布の日からとしております。

続いて、議案第 78 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

新旧対照表をお開きください。

先ほどから同様に行っております児童福祉法の第 33 条の 10 につきましては、本条例につきましては、第 12 条の改正の部分になります。この第 12 条の改正については同様の改正になります。

続きまして、第 17 条においてでございますけれども、今回児童相談所です、引受開始時における健康診断の基準が一部改められております。元々の利用開始前の健康診断を利用乳幼児に対する健康診断を行うという、対象となる健康診断の中にですね、改正後の表の方に記載をしておりますけれども、表の下段の右側ですね、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断と併せて、定期の健康診断、これは通常の母子保健法に基づく健康診査のことを指しますけれども、こういったものも今回の利用開始時の健康診断の対象となりうるということで、追加のための改正でございます。

この条例も施行日は公布の日といたしております。説明は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。
3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

議案第 75 号についてお尋ねします。

近年ですよ、保育所等でですよ、虐待等があつてますが、本町におかれてはそういう事例があつたかどうか、お伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

虐待があつたかと言われますと、現在のところ、ここ 2、3 年の中では、虐待の実態は確認できておりません。ただ、調査の依頼があつたことはございます。

それに基づいて調査を行いましたはその事実は確認できなかったということで、そういった事例はありますけれども。

以前はですね、そういったこともあつた、実績はそれより前ですね、の中ではあつた話を聞いたことがございますけれども、ここ 2、3 年の中では確認できておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

乳幼児を預ける場所は町内 3 か所あるんですけども、それぞれの 3 か所の認定こども園なんですけれどもですね、監視カメラ、要するに、乳幼児 1 歳 2 歳 3 歳 4 歳 5 歳ってあるでしょう。その部屋に監視カメラが設置をされているこども園はどこどこですか。全部監視カメラが設置してあるんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

3園とも各保育室には設置をされております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

それは、理事長さんあたりが、園長さんあたりがいらっしゃる部屋で一括して監視ができるような状況になっていますか、3園とも。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

カメラのですね、設置上、どういったシステムになっているかは、すみません、確認できておりませんので、改めて確認してからご報告いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 79 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 79 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 79 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1323 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 68 億 8129 万 9000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、障害者給付費や施設型給付費など 7320 万 3000 円、災害復旧工事など 1401 万 2000 円。

歳入の主なものは、国庫支出金 3768 万 8000 円、県支出金 3123 万 9000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(楠本信宏君)

町長に代わり、議案第79号についてご説明いたします。

議案書17ページをお願いします。3番歳出からご説明いたします。

2款1項1目一般管理費2節給料、特別職分の減は減額条例によるもので、町長給与の10月から12月分の30%、計62万1000円を減額しております。12節委託料は、最低賃金の改定に伴い、本庁の日直・夜間警備委託料11万円を追加いたしました。

19ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料は、振り仮名の法制化に伴う通知書作成業務委託料につきましては実績により、62万9000円を減額しております。

20ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、介護給付費の減額などにより、介護保険事業特別会計繰出金33万2000円を減額しました。

その下、2目老人福祉費12節委託料は、入所者の増に伴う委託料125万円を追加しました。

3目障害福祉費19節扶助費は、障害児給付費が不足する見込みのため、527万8000円を追加しました。

4目福祉センター費10節需用費は、燃料費及び光熱水費が不足する見込みのため、合わせて220万円を追加しました。なお、こちらにつきましては社会福祉協議会から全額使用料としての収入があります。

21ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費19節扶助費は、高校生以下の子どもなどの医療費の一部に対して支給する福祉医療費が不足する見込みであるために、380万4000円を追加しました。

その下の2目児童運営費18節負担金補助及び交付金は、施設型給付費において、令和7年度公定単価の改定があったため、差額分の5777万円を追加しました。22節償還金利子及び割引料は、子ども・子育て支援交付金につきましては、前年度分の実績により、返還が必要となった219万4000円を追加しました。

その下の3款2項5目児童手当費、22ページの4款1項1目保健衛生総務費、2目予防費の22節償還金利子及び割引料につきましても、同様に前年度実績により、返還が必要となった額を追加しておりますので、説明を省略いたします。

引き続き22ページをお願いします。

4款1項2目予防費18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方への給付金90万円を追加しております。なお、こちらにつきましては、全額が国庫負担となっております。

23ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費8節旅費につきましては、そのぎ茶啓発に係る東京の日本橋長崎館などで開催するイベントへお茶娘の方に出務してもらうための費用として25万8000円を追加しております。18節負担金補助及び交付金は、令和4年度から実施しております農業支援となり、今年度も実施することといたしました。

施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金は、施設園芸農家に対し燃油 10あたり 10 円の助成を行うために 630 万円追加いたしました。飼料価格高騰緊急対策事業補助金は、肉用牛や養鶏農家に対し飼料 1 t あたり 200 円の助成を行うために 191 万 8000 円を追加し、節全体で 821 万 8000 円を追加しております。こちらにつきましては、昨日申しましたけれども、重点支援地方交付金を充当する見込みでございます。

その下の 4 目土地改良事業費 18 節負担金補助及び交付金は、8 月豪雨による農地災害におきまして、国庫補助の対象とならない小規模な土砂撤去に係る費用への補助金として 100 万円を追加しております。

24 ページをお願いします。

6 款 3 項 1 目水産業振興費 18 節負担金補助及び交付金は、大村湾のなまこ不漁対策として実施される海底耕うん事業の負担金として 45 万円を追加しております。

25 ページをお願いします。

8 款 6 項 1 目住宅管理費 10 節需用費の施設修繕費は、町営住宅の修繕費用が不足するため 236 万 9000 円追加しました。

26 ページをお願いします。

10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費の消耗品費追加は、彼杵小学校で使用している机の一部につきましては、改正される前の JIS 規格であり、現在のタブレット端末を使用しての授業の運営に支障をきたしていることから、新しい JIS 規格の机に更新するための費用及びスクールバスの運行開始に伴い、当初予見できていなかった消耗品購入の追加分として、合わせて 359 万 1000 円を追加しております。

なお、27 ページの 10 款 3 項 1 目 10 節需用費の消耗品費追加も同様の理由により 371 万 6000 円追加しております。17 節備品購入費は、タブレット端末の入札執行残額分の 417 万 5000 円を減額しております。

こちらにつきましても 27 ページの 10 款 3 項 1 目の 17 節備品購入費につきましても同様の理由により、353 万 8000 円を減額しております。

引き続きまして、27 ページの 10 款 3 項 1 目学校管理費 1 節報酬の歯科医報酬追加です。こちらにつきましては大変申し訳ございません、昨年度、千綿小学校と東彼杵中学校 2 校で従事された歯科医師への報酬につきまして、東彼杵中学校分が未払いであったため、16 万 5000 円を追加しております。14 節工事請負費は、現在施工中であります 東彼杵中学校トイレ・普通教室出入口改修工事につきまして、当初予見することができなかった工事が必要となったことから、434 万 8000 円を追加しております。

28 ページをお願いします。

10 款 5 項 2 目教育センター費 13 節使用料及び賃借料は、9 月議会で承認をいただきました NHK の受信料につきまして、和室研修室のテレビ分 1 件の計上漏れがございましたので、23 万円を再度計上いたしております。

3 目教育センター分室費 12 節委託料は、教育センター分室及び農民研修センターの施設廃止に伴い、消防設備法定点検委託料及び夜間機械警備委託料を合わせて 57 万円減額しております。

5 目文化財保護費 14 節工事請負費は、坂本コミュニティーセンターに設置しております史跡案

内看板の修復費用の追加分として、17万2000円を追加しております。

飛びまして30ページをお願いします。

11款1項3目農地等災害復旧事業費14節工事請負費は、8月豪雨により被災した農地災害3件の復旧工事費用1400万円を追加しました。

31ページをお願いします。

12款1項2目利子22節償還金利子及び割引料は、今年度の予算編成時に予測していた利率よりも、借上げ時の利率が上昇したことなどから不足が生じることとなり、合わせて924万5000円を追加しました。歳出は以上でございます。

次は8ページをお願いします。2番歳入になります。

12款1項1目地方交付税は、今回の補正予算の財源として普通交付税5476万8000円を追加しました。

飛びまして10ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金は、施設型給付費の令和7年度公定単価改定に伴う国庫負担分として、3980万円を追加しております。

また、同様に県負担分として、ページ飛びまして、12ページの17款1項1目1節児童福祉費負担金に1998万3000円、13ページの17款2項2目2節児童福祉費補助金に123万円を追加しております。

ページ戻りまして10ページをお願いします。

3節社会福祉費負担金は、障害者給付費の増加に伴う国庫負担分として、263万9000円を追加しております。また、同様に県負担分として12ページの17款1項1目4節障害児通所給付費負担金に132万円を追加しております。

10ページにお戻りください。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスのワクチン接種による健康被害が認定された方への給付金は全額国庫負担となりますので、歳出予算と同額の90万円を追加しております。

11ページをお願いします。

16款2項1目総務費国庫補助金は、振り仮名の法制化に伴う通知書作成業務委託料は全額国庫補助の対象となることから、実績により62万9000円減額しております。

3目衛生費国庫補助金は、8020運動や口腔保健推進事業の一部が国庫補助の対象となったため、財源更正として歳入のみを計上し、36万1000円を追加しております。

6目教育費国庫補助金は、タブレット端末の入札執行残額の国庫補助分を1節、2節合わせて538万3000円減額しております。

13ページをお願いします。

17款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金は、福祉医療費増加分の県負担金として、8万2000円を追加しております。

8目災害復旧事業費県補助金は、8月豪雨に伴う農地災害復旧事業の補助金として、862万4000円を追加しました。

14ページをお願いします。

20款1項3目ふるさと創生事業基金繰入金は、給食費無償化に伴う給食食材費のうち、117万

4000 円を過疎債のソフト事業を充当したことから減額し、また新たに農林業振興事業補助金の財源として 100 万円を追加したことから、差し引きまして 17 万 4000 円を減額しております。

7 目森林環境譲与税基金繰入金は、農地海岸の松くい虫対策関連費用 31 万 6000 円を財源更正し、基金から繰入れております。

10 目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金は、給食費無償化の財源として過疎債のソフト事業を活用したことや、デマンド交通運行業務が特別交付税措置の対象となったことから、合わせて 1967 万円を減額しました。

15 ページをお願いします。

22 款 5 項 6 目雑入の 1 節施設等利用料は、福祉センターの光熱水費などとして、社会福祉協議会の負担分として 220 万円を追加しております。4 節雑入は、里水路橋補修工事に対する NEXCO 西日本からの補助金として 180 万円を追加しております。

16 ページをお願いします。

23 款 1 項 1 目総務債 1 節の過疎対策事業債は、デマンド交通運行業務が特別交付措置の対象となったことから、1380 万円を減額しております。

7 目教育債 1 節過疎対策事業債は、東彼杵中学校大規模改修事業及び学校給食費無償化事業の財源として、合わせて 2100 万円を追加しました。2 節学校教育施設等整備事業債は、タブレット端末の入札執行残額分を実績により 240 万円減額しております。

8 目 1 節災害復旧事業債は、農地等災害復旧工事について、補助金の残額のうち 20 万円を起債収入としております。歳入については以上でございます。

続きまして、4 ページをお願いします。第 2 表、繰越明許費補正です。こちらに計上しております 3 事業につきましては、年度内の完了が困難なため、繰越明許をお願いするものです。

5 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正です。こちら計上しております 5 事業について、表のとおり 限度額等の補正を行っております。

最後に戻っていただいて、1 ページから 3 ページの第 1 表、6 ページ 7 ページの事項別明細書、32 ページの給与費明細書は、歳入歳出の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

27 ページ、細かな内容につきましては当然委員会ということになるんですけども、この一番上の報酬費、歯科医師報酬追加ということで、これ昨年度支払うべきものが今年度ということになってますけども、昨年払ってなかったから今回上げてると、そういうものではないと考えます。当然、行政のお金はその年度でお支払いするのがルールですので、これは去年忘れてたから今年あげますよ、しかも補正、12 月の補正、こういうものはあるべきものではないと思いますので、この案件に関することだけではないでしょうけど、今後再発防止、今後こういうことがないようにしなければならぬと思うんですが、町長、教育長いらっしゃいますので、これどうお考えかという、お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、この昨年支払わなければならなかったのがこの計上漏れというか、ミスをしておりましてですね、非常に、この歯科医師さんに申し訳なかったなと思っております。

本当に、これは職員というか、全体の、やっぱり見る時間というか、その辺のミスがありましてですね、やはり詳細な予算の上げた時のという状況とか、確実に進めるためにはチェックをずっとすべきだと思っております、係、係長、課長とですね。

だから、そういう、本当、大きな間違いで本当に申し訳なかったんですけども、どうしてもやっぱり支払うっていうことは当然業務をしていただいておりますので、申し訳ありませんでしたが、本当に今後十分注意をするように、今度は教育部局でしたけども町長部局もですね、完璧なチェックをするように指導をしていきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

この件に関しては、本当に人為的なミスだと思っております。歯科医師の校医さんには非常にご迷惑をおかけしたと、非常に申し訳なく思っております。

こういう人為的なミスを是非防ぐ手立てということを真剣に考えていかなければいけないと思っております。

併せて、係、その担当の上司である係長、それから次長も含めてですね、私ももちろんですけども、非常にこの件に関しては重く受け止めまして、この関連したものに関しては私の方からも注意を行ったところです。

今後ないように、是非再発防止的なものについてですね、チェック機能を十分。前年度と同様な感じというところが一番ミスのところかなと思っております。やっぱり、その部分のチェックというところをもう一度きちんと行うようにしていく所存でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今ですよ、金額によっては決裁区分が変わってると思うんですけど、この分の報酬ですよ、16万5000円の場合はどこまでの決裁になっていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

30万以下については課長、管理職の決裁ということですね、私の決裁での支出の対応ということになっております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

28ページをお願いします。上段のテレビの受信料についてお尋ねします。

ある県の知事が搭載しているだけで徴収というのは疑義があるということで一石を投じられました。

本町における町長の所感をお聞きしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、NHKの方から指示がございまして、やっぱり支払うべきものは私は支払わなければいけないと思っております。当然、こっちがもうミスをしているわけがございますので。

ただ、その車についてのカーナビのテレビまで考えが及ばなかったというのは誠に申し訳ありませんでしたけれど、今後こういうことは起きないようにしていきたいと思っております。

それで、先ほどの質問、構議員の質問もそうですけども、やはり今うちは専決規程というのを設けておまして、額によって決裁をするようになってるんですが、それでもやはり、一番最後の年度内の調整をする時に、もうちょっと、もう1回見直しをする、最後の予算を上げる時にですね、最後は専決でもできますので、そういうチェックをまた職員へも徹底をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

関連です。

ちょっとこれ町長にお伺いしなきゃいけないのかなと。町長に検討してもらいたい事項。

このテレビのですよ、カーナビ、新車を買った時にテレビが付いている。一つ、これを途中からですよ、これを払っていくと結構大きい金額になりますよね。

この前総務課長からすると、町にテレビ付いている車両は1台で十分目的を達成するような説明がございました。これは途中からですよ、見れなくする。この処置ができないのかどうか。

これ、もうカーナビだけを機能果たして、私の車はカーナビだけ付いてるけど、テレビのやつを付けないようにしてるんです。

そういうことができるはずなんで、もしそれが可能であればですよ、もう今から他の車両を、機能を、テレビ受像の機能をカットすれば払わなくて済む。これをまず第一に検討してもらいたい。

それから、あとレンタルで借りている車両もでございますよね。レンタルで借りている車両のテレビ受像も同じくこのレンタル料、テレビの受信機、払うようになってるのか。この2点、ちょっと町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに大石議員がおっしゃるとおり、運転をしたりする時はやっぱりテレビとかはやっぱり危ないので、今、遮断が、機能がついてるんですが、最近のはです。テレビも走りながら見れるところもございますので、これは今後検討して、もう機能を外していただくような形で取れないかどうか、ちょっと今後時間をいただいてですね、検討します。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 79 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第 80 号 令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、議案第 80 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 80 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 519 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、マイナ保険証啓発経費 4 万 2000 円、一時借入金利子分 14 万 8000 円。

歳入は、国庫支出金 4 万 2000 円、繰越金 14 万 8000 円でございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 80 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わり説明を加えます。

議案資料の 7 ページ、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 10 節需用費につきまして、マイナ保険証普及啓発に伴うリーフレット費用 4 万 2000 円を追加計上しております。対象は国保加入者全世帯およそ 1200 世帯分でございます。

8 ページをお願いいたします。

7 款 1 項公債費 1 目利子 22 節償還金利子及び割引料につきまして、金利上昇の見込み分を勘案しまして 14 万 8000 円を追加計上しております。

戻っていただいて、5 ページの歳入をお願いいたします。

3 款 1 項 国庫補助金 3 目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1 節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきまして、歳出のマイナ保険証普及啓発に伴うリーフレット作成費用の財源として、4 万 2000 円を計上しております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 繰越金につきまして、歳出の公債費の財源としまして前年度繰越金から 14 万 8000 円を計上しております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今回の補正はマイナンバーカードの件だと思いますので、現在ですよ、マイナンバーカードにですね、の普及率、それから啓発の方法を伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

令和 7 年 7 月末現在での国民健康保険加入者におけるマイナ保険証の登録率は 72%でございます。利用率は 59%となっております。

普及啓発につきましては、今回作成しますリーフレットの配布を想定しております。随時ホームページ等での啓発をしてみりましたが、今回、国庫補助もつくということでこちらのリーフレットを作成しております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

リーフレットですよ、はマイナンバーカードを作っていない方と思うんですけど、何部ぐらい作成されるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

1200部、国民健康保険加入者全世帯1200部を作成いたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

関連なんですけれど、保有率が72%ということで、全国平均よりも低いわけですよ。やっぱり、もっと啓発をしなければならぬと思います。

それと、マイナンバーカードにこの保険証を紐づけられている方は何%いらっしゃいます。もう12月1日からの。何%、その紐づけをしている。それが72ですか。72ですか。全国よりも多いですね、これ遥かに、そしたら。

それともう一つお聞きしたいのは、以前、町内で11から12か所の医療機関があるわけですけど、そこでカードリーダー、読むやつですね、カードリーダー。あの時は1か所か2か所、前回お聞きした時にはまだそれを設置していないという医院があるとお聞きしたんですけど、もう当然100%あるんでしょうね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

100%の設置でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 81 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、議案第 81 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 81 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ 326 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9381 万 4000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、地域支援事業費 301 万 2000 円を追加。保険給付費用 765 万円減額。

歳入の主なものは、諸収入 494 万 7000 円を追加、支払基金交付金を 272 万 6000 円減額などがございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 81 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わり主なものを説明をいたします。

歳出から説明いたします。議案資料の 14 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきましては、介護報酬に伴うシステム改修が必要となったことから 84 万 7000 円を追加計上しております。

15 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 2 目認定調査等費 12 節委託料につきましては、訪問調査委託料が不足する見込みであることから 45 万 6000 円を追加計上しております。

16 ページから 17 ページにかけて、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費から 2 款 2 項 7 目介護予防サービス計画給付費までは、町内の老人保健施設の閉鎖に伴う施設給付費の減とそれに伴い居宅サービスの利用実績見込み額の増加を見込んで居宅サービス給付費それぞれを追加計上しております。

19 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費 18 節負担金補助及び交付金につきましても利用実績見込み金額の増加に伴い 250 万円を追加計上しております。

戻っていただいて、5 ページ、歳入をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 節現年度分特別徴収保険料につきましては、歳出の法定負

担分の減額及び返納金の受け入れに伴い 175 万 8000 円を減額しております。

6 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金から 11 ページ 7 款 1 項 3 目地域支援包括任意事業繰入金までにつきましても、歳出の増減及び返納金の受け入れに伴う法定負担分の増減を行っております。

11 ページの 7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金につきましては、システム改修費及び委託料の町負担分 88 万円を追加計上しております。

13 ページをお願いいたします。

9 款 3 項 2 目返納金につきましては、不正請求に伴う返納金を 494 万 7000 円計上しております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

16 ページの 2 款 1 項のですね、施設介護サービス給付費老人保健施設減ちゅうのはですよ、先日 9 月の定例会の折にですよ、質問しました、これはさざなみの経費だと思うんですけど、今後ですよ、実際ですね、さざなみのような老健にですよ、入りたいという方がおられるんですけど、今後の対応は町としてどうされるのか。

先般の回答ではですよ、近隣の施設に入るちゅうことで町長の回答いただいたんですけど、そのところどうされるのか再度ちょっとお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

さざなみさんともお話をしまして、この入所者の方をですよ、受け入れる方もさざなみさんで探していただけるということでございましたので。

ただ、町としては、新たに運営される方をですよ、探してもどうなのかなと思っておりまして、今、非常に厳しい状況でございますので、今後また皆さんのご意見を聞きながら、検討できるところはしますけれども、非常に状況的には厳しいところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 81 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 82 号 令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、議案第 82 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 82 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 643 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5653 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、広域連合納付金 643 万円。歳入は、医療保険料の 643 万円でございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 82 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして町長に代わり説明を加えます。

歳出から説明いたします。

議案資料の 6 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目保険料等納付金 18 節負担金補助及び交付金につきましては、当初予算見込み額と実際の保険料調定見込み額との差額 643 万円を追加計上しております。

5 ページをお願いいたします。

歳入、1 款 1 項 1 目特別徴収保険料 1 節現年度分及び 2 目普通徴収保険料 1 節現年度分につきまして、当初予算見込み額と保険料調定見込み額との差額 643 万円を追加計上しております。

1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 82 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 82 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 報告第 27 号 専決処分に関する報告について
（（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について）

日程第 10 報告第 28 号 専決処分に関する報告について
（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 9、報告第 27 号専決処分に関する報告について（（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について）、日程第 10、報告第 28 号専決処分に関する報告について（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について）以上、2 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 27 号、専決処分に関する報告でございますが、1 ページ開いていただきまして、専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について、専決処分する。令和 7 年 11 月 25 日。

1、変更した工事番号 第 6 建 40 号。2、変更した工事請負契約 （仮称）新駄地団地新築工事。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）6 億 7240 万 300 円、（変更後）6 億 7360 万 2600 円。4、契約の相手方 住所 長崎県佐世保市干尽町 6 番 16 号 会社名 株式会社池田工業 代表取締役 池田晃寿。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和 7 年 11 月 25 日でございます。

次に、報告第 28 号についてご報告いたします。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり口木田川浚渫推進工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について、専決処分する。令和 7 年 11 月 17 日。

1、変更した工事番号 第 6 建 47 号。2、変更した工事請負契約 口木田川浚渫推進工事。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）5690 万 800 円、（変更後）6173 万 8600 円。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7 会社名 有限会社山田組 代表取締役 山田秀一。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和 7 年 11 月 17 日。

それぞれの詳細につきましては、建設課長に説明させます。よろしくお願いたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第 27 号、町長に代わりまして説明をさせていただきます。

本工事につきましては令和 6 年 12 月の定例会で契約の締結をいただいている工事でございます。

今回の契約変更についてご説明します。

本件はですね、精算による変更となります。増額となった主な理由は 2 点あります。

まず 1 点目は地盤改良とか地中内の転石除去といったですね、追加工事を前回まで行っております。それによりまして実工事日数が当初 254 日から 350 日へと 96 日延びたためでございます。これに伴いまして諸経費が増加をしております。

2 点目は団地の進入路で、町道との取り付け舗装費が追加になったものでございます。

また、一方ですね、施工業者の意向によりまして、4 週 8 休補正を撤廃したいという申し出がございましたのでその分が減額をしております。これを踏まえた増減の結果が最終的に 120 万 2300 円の増額となっております。27 号について説明を終わります。

続きまして、報告第 28 号について説明をさせていただきます。

本工事につきましても令和 6 年 12 月の定例会で契約締結の議決をいただいた工事でございます。

添付しています図面をご覧ください。

主な増減の変更の理由としましては、図面右側部分にですね、赤色の着色で表示している部分があるかと思えます。当初予定をしておりました終点から 60m の区間についてもですね、護岸にダチクが繁茂しておりまして、豪雨時に決壊すると下流域の農地に被害を及ぼす危険性があることからですね、伐採面積を 547 m²追加で計上したものでありまして、それに伴う伐採費、運搬費、処分費の増額となっております。説明は以上で終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 27 号、報告第 28 号を終わります。

先ほど、こども健康課長から答弁漏れがあったということで申し出があつておりますので、それをお願いします。それと教育委員会からあるそうですので、それぞれ。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

こども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

議案第 75 号から 78 号のところ吉永議員からご確認をいただいた監視カメラの件ですけれども、やまだこども園、ひまわり園に関しては、事務室の中でモニターが常に点いている状態で、確認できる状態だそうです。

こども園つばさに関しては、園長先生のパソコンの中で確認できる状態ということになっておりますので、確認は園長先生がいつでも確認できる状態になっているということだそうです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

申し訳ございません。

議案第 79 号におきまして構議員より報酬のですね、支出の専決の金額等についてのご質問につきまして修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、各施設によって、また用途によって専決の額はございますけれども、大方 30 万というのが、まですがですね、主管課長の決裁となっておりますけれども、お尋ねの報酬につきましては、全額が主管課長決裁となっております。この報酬に関しましては、全額が主管課長決裁ということで訂正をさせていただきます。

なお、先ほどの教育長からも話しましたように、再発防止につきましてははですね、本当に不適切な事務処理ということを反省いたしまして、係内でもそういった内容の対応を協議した上で、早速再発防止等の対応に取り組んでおります。

今後こういったことがないように努めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 35 分）

再 開（午前 10 時 38 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日以降、委員会審査（調査）のため本会議を休会し、12 月 11 日定刻より本会議を開催します。本日はこれで散会いたします。

散 会（午前 10 時 39 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 尾上 庄次郎